

[令和7年9月30日改正、令和8年3月11日施行]

《177～187 号》『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』一部改正

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この細則は、「会員等の外務員の登録等に関する規則」(以下「規則」という。)の<u>施行に際し、必要な事項を定める。</u></p> <p>(登録外務員の資格要件等の特例)</p> <p>第2条 規則第4条第1項第4号の「<u>会員等の外務員の登録等に関する規則</u>」に関する細則(以下「細則」という。)に定める要件に該当する者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>商品先物取引法施行令(昭和25年政令第280号。以下「政令」という。)第2条に規定された行為を行う者及び商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令第3号)第1条に規定された者を対象として、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第15項に規定する商品デリバティブ取引に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ過去において外務員の登録を受けたことがない者であって、規則第3条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、別に定める取扱要領で定めるところにより、本会が特に認めた者</u></p> <p>(2) <u>外国の法令上前号に掲げる者に相当する者で、かつ過去において外務員登録を受けたことがない者であって、規則第3条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、別に定める取扱要領で定めるところにより、本会が特に認めた者</u></p> <p>(削 る)</p> <p>(3) <u>前各号に掲げる者のほか、次に掲げるいずれかに該当し、地位、経験等からみて外務行為を行わせることが適当であるとして、本会が特に認めた者</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この細則は、「会員等の外務員の登録等に関する規則」(以下「規則」という。)第14条の規定に基づき、<u>外務員の登録、登録の更新及び抹消その他に関して必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(登録の特例)</p> <p>第2条 規則第4条第2号の「<u>細則に定める要件に該当し、本会が特に認めたもの</u>」とは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>商品先物取引法施行令第2条及び商品先物取引法施行規則第1条に規定された者を対象として、商品先物取引法でいう商品デリバティブ取引業務に従事した期間が3年以上の者で、本会が特に認めた者</u></p> <p>(2) <u>外国において、前号と同等の経験を有している者又は商品デリバティブ取引に類似した業務に従事した期間が3年以上の者で、本会が特に認めた者</u></p> <p>(3) <u>登録前1年以内に外務員資格試験等規則(以下「試験等規則」という。)第7条に定める外務員登録資格認定講習(以下「認定講習」という。)を修了した者</u></p> <p>(4) <u>その他、地位、経験等からみて外務行為を行わせることが適当であると本会が特に認めた者</u></p>

新	旧
<p>イ <u>過去において外務員の登録を受けたことがない者又は過去において外務員の登録を受けたことがある者（規則第 14 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により登録を取消された者を除く。）のうち、登録原簿から抹消された日から 6 年を超えている者の登録申請をする場合は、規則第 3 条第 1 項の登録を申請しようとする日前 1 年以内に、別に定める取扱要領で定めるところにより、本会の承認を得て会員等が自ら行う社内研修（以下「社内研修」という。）の受講を修了した者</u></p> <p>ロ <u>過去において外務員の登録を受けたことがある者のうち、登録原簿から抹消された日から 6 年以内の者又は登録原簿から抹消された日から 6 年を超え、かつ、当該日から継続して当該抹消の申請を行った会員等に所属している者（規則第 14 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により登録を取消された者を除く。）の登録申請をする場合は、規則第 3 条第 1 項の登録を申請しようとする日前 1 年以内に、別に定める取扱要領で定めるところにより、社内研修の受講を修了した者</u></p> <p>ハ <u>登録の更新の申請をする場合、規則第 3 条第 1 項の登録を申請しようとする日前 1 年以内に、別に定める取扱要領で定めるところにより、社内研修の受講を修了した者</u></p> <p>2 <u>本会は、前項第 3 号に規定する社内研修を実施した会員等に対し、その結果を報告させることができるものとする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>本会は、前項各号（但し第 3 号を除く。）のいずれかにより外務員の登録を申請した会員に対して、当該登録を受ける者に、本会が指定する方法により社内研修を実施し、受講させ、その結果を本会に報告させることができる。</u></p> <p><u>(再受講及び再受験等)</u></p> <p><u>第 3 条 規則第 4 条第 3 号の「再受講等の要件」に該当する者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに 6 年を超えていない者</u> <u>当該外務員登録を申請しようとする日前 1 年以内に、本会が開催する登録更新講習を修了した者又は本会の実施する外務員登録資格試験に合格した者であるこ</u></p>

新	旧
	<p>と。</p> <p>(2) <u>登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに6年を超えている者又は当該登録の抹消の理由が規則第12条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会の実施する外務員登録資格試験に合格した者であること。ただし、登録の抹消の日から6年を超えている者のうち、当該登録申請時の会員等に継続して6年を超えて在籍している者については、当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会が開催する登録更新講習を修了した場合はこの限りではない。</u></p>
(削る)	<p><u>(登録の更新の特例)</u></p> <p><u>第4条 規則第4条第4号ハの「細則に定める要件に該当する者」とは、次の各号に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>登録外務員としての所定の在籍期間における外務員の職務の遂行状況等を勘案して、本会が特に認めた者</u></p> <p>(2) <u>登録更新講習修了証書を付して登録の更新を受けることを要する者であつて、病気その他やむを得ない等の理由により所定の登録更新講習を受講できなかったと認められる者にあつては、当該登録更新後、直近の登録更新講習を受講し、かつ、当該講習修了証書の写しを提出することを確約した者。ただし、当該確約を履行しなかったときは、規則第12条第1項第3号に該当する者として当該者の登録を取り消すものとする。</u></p>
(削る)	<p>2 <u>本会は、前項第1号により外務員の登録の更新を申請した会員に対して、当該登録の更新を受ける者に、本会が指定する方法により社内研修を実施し、受講させ、その結果を本会に報告させることができる。</u></p>
(削る)	<p><u>(登録の申請)</u></p> <p><u>第5条 規則第5条第1項第3号の「細則に定める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいう。</u></p>

新	旧
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第3条 規則第8条第2項の「細則に定める書類」は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し又はこれに代わる書面</u></p> <p>(2) <u>登録を受けようとする外務員が規則第11条第1項各号のいずれにも該当しないことを当該外務員が誓約する書面</u></p> <p>(3) <u>登録を受けようとする外務員が、外務員資格試験等規則（以下「試験等規則」という。）第13条第2項第3号又は第4号に該当しないこと、規則第4条第1項第1号ロ又は第2号ロに定める一種証券外務員登録を受けていることを、当該外務員が所属する会員等の代表者が誓約する書面</u></p> <p>(4) <u>登録を受けようとする外務員が、外務員の職務を公正かつ適格に行うことができる知識及び経験を有することを証する次に掲げるいずれかの書面の写し等</u></p> <p>イ <u>試験等規則に規定する外務員資格試験に合格した者</u> <u>試験等規則第10条に規定する合格証書の番号</u></p> <p>ロ <u>試験等規則に規定する外務員資格認定講習を修了した者</u> <u>試験等規則第15条に規定する外務員資格認定講習修了証書の番号</u></p> <p>ハ <u>試験等規則に規定する登録更新講習</u></p>	<p>(1) <u>規則第4条第1号又は第2号に規定する登録外務員としての資格取得方法及び資格取得年月日</u></p> <p>(2) <u>以前に登録の取消し、外務員の職務の停止等の処分を受けたことがある場合は、その年月日、理由及びその期間</u></p> <p>(3) <u>外務員登録資格試験の合格証番号又は認定講習の修了証書番号</u></p> <p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第6条 規則第5条第2項の「細則に定める書類」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>住民票又はこれに代わる書面</u></p> <p>(2) <u>規則第10条第1項の各号のいずれにも該当しない旨当該役員又は使用人が誓約した書面</u></p> <p>(3) <u>前条第1号の「資格取得方法」が認定講習の修了である場合には、登録申請対象者が認定講習の受講時点において、日本証券業協会の協会の外務員の資格、登録等に関する規則第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有し、第3条第1項に規定する登録を受けている外務員であつて、試験等規則第8条第2項第3号乃至第5号に該当しない者であることを当該申請対象者が所属する会員（申請対象者が商品先物取引仲介業者の役職員である場合には当該仲介業者の所属商品先物取引業者である会員）の代表者が誓約した書面</u></p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>を修了した者</u> <u>試験等規則第19条に規定する登録更新講習修了証書</u></p> <p>ニ <u>前条第1項第1号又は第2号に規定する本会が特に認めた者</u> <u>取扱要領Ⅰ. に規定する本会が認定した旨の書面</u></p> <p>ホ <u>前条第1項第3号に規定する本会が特に認めた者</u> <u>取扱要領Ⅱ. に規定する社内研修を修了した旨の書面</u></p> <p>(5) <u>登録の更新を受けようとする外務員が、過去に規則第14条の規定に基づき登録を取り消された者又は外務員の職務の停止を命じられた者である場合は、その処分（5年以内のものに限る。）の日、内容及び理由を記載した書面</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(電子情報処理組織による登録申請等)</u></p> <p>第4条 <u>規則第8条第4項の「細則で定めるもの」は、次に掲げるいずれかのものとする。</u></p> <p>(1) <u>会員等の使用に係る電子計算機と本会の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、本会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>(2) <u>会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて本会の閲覧に供し、本会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(登録原簿の記載事項)</u></p> <p>第5条 <u>規則第10条第1項の「細則に定める事項」は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>登録番号</u></p> <p>(2) <u>登録の年月日</u></p> <p>(3) <u>規則第3条第1項の登録を受けようとする会員等の商号、名称又は氏名</u></p> <p>(4) <u>外務員についての次に掲げる事項</u></p> <p> イ (略)</p> <p>(削る)</p> <p> ロ (略)</p>	<p><u>(登録原簿の登録事項)</u></p> <p>第7条 <u>規則第6条第1項の「細則に定める事項」とは、次の各号に掲げるものをいう。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所属する商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名</u></p> <p>(3) (略)</p>

新	旧
(削る)	(4) <u>登録年月日、登録有効期限、登録番号及び登録抹消年月日</u>
(削る)	(5) <u>規則第4条第1号又は第2号に規定する登録外務員としての資格取得方法及び資格取得年月日</u>
(削る)	(6) <u>外務員登録資格試験の合格証番号又は認定講習の修了証書番号</u>
(削る)	(7) <u>以下に掲げる事項</u>
<p>ハ <u>規則第3第1項に規定する外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた<u>会員等</u>の商号、名称又は氏名及び<u>その行った期間</u></u></p>	<p>イ <u>外務員の職務を行ったことの有無、並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた<u>商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者</u>の商号、名称又は氏名及び<u>外務員として登録をされていた期間</u></u></p>
<p>ニ <u>商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間</u></p>	(新設)
<p>ホ <u>規則第14条の規定に基づき外務員の職務の停止を命じられた者については、その<u>処分の日、理由及び期間</u></u></p>	<p>ロ <u>以前に登録の取消し、外務員の職務の停止等の処分を受けたことがある場合は、その<u>年月日、理由及びその期間</u></u></p>
<p>ヘ <u>規則第15条の規定に基づき登録を抹消された者については、その<u>処分の日及び理由</u></u></p>	(新設)
(削る)	<p>ハ <u>商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間</u></p>
<p>(合併等に伴う登録の移動における変更事項) 第6条 <u>規則第13条の「細則に定める事項」は、前条第4号ハ及びニに掲げるものとする。</u></p>	<p>(合併等に伴う登録の移動における変更事項) 第7条の2 <u>規則第11条の2の「細則に定める事項」とは、前条第3号及び第7号イに掲げるものをいう。</u></p>
(削る)	<p>(登録の更新の申請) 第8条 <u>規則第7条第1項第3号の「細則に定める事項」とは、更新申請時以前に登録の取消し、外務員の職務の停止等の処分を受けたことがある場合は、その年月日、理由及びその期間をいう。</u></p>
(削る)	<p>(登録更新申請書の添付書類) 第9条 <u>規則第7条第2項の「細則に定める書類」とは、次の各号に掲げるものをいう。</u></p>
(削る)	<p>(1) <u>住民票又はこれに代わる書面</u></p>
(削る)	<p>(2) <u>規則第10条第1項の各号のいずれにも該当しない旨当該役員又は使用人が誓約した書面</u></p>

新	旧
	<p>(3) <u>法第204条第1項の規定による処分(その処分の日から5年を経過するまでのものに限る。)</u>を受けたことがある場合には、その処分の日、内容及び理由を記載した書面</p> <p>(4) <u>前号に該当しない者にあつては、会員代表者が証する証明書</u></p> <p>(5) <u>第4条第1項第1号の規定に係る者にあつては、当該認定書</u></p> <p>(6) <u>第4条第1項第2号の規定に係る者にあつては、当該確約書</u></p> <p><u>(外務員登録申請書等の様式)</u></p> <p><u>第10条 規則に規定する外務員登録申請書その他の書類は、様式1から6により作成するものとする。</u></p> <p><u>(外務員登録に係る手数料)</u></p> <p><u>第11条 規則第5条第3項及び規則第7条第4項に規定する手数料は、商品先物取引法施行令第26条の定めにより、1人につき1,000円とする。</u></p>
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この改正は、改正の日(令和7年9月30日)から起算して6月を超えない範囲において本会の定める日から施行する。</p> <p>2. この改正の施行の際現に改正前の細則第2条第2項及び第4条第2項の規定により会員が実施している社内研修は、この改正の施行の日において改正後の細則(以下「新細則」という。)第2条第1項第3号イからハの規定により本会の承認を得たものとみなす。</p> <p>3. 2に定めるもののほか、新細則の施行に関し必要な措置は、本会会長が定めることができるものとする。ただし、当該措置を定めた場合には、速やかに理事会に報告するものとする。</p>	

新

旧

(削る)

様式3

外務員登録事項変更届出書

年 月 日

代行申請者 会社番号

登録申請者 商号等

商号等

会員代表者氏名

会社番号 登録番号

(ふりがな) 氏名

変更事項 氏名 住所 役職区分 ※「変更事項」は、該当するものを○印で囲む(複数選択可)

国籍 (ふりがな) 氏名 日本 その他

※ 該当するものを○印で囲む

住所 国内 国外 住所

※ 該当するものを○印で囲む

※ ハイフンを使用せず、正誤な名称で記入する

変更年月日

役職区分 一般 役員

※ 該当するものを○印で囲む

(削る)

様式4

外務員登録抹消者届出書

年 月 日

代行申請者 会社番号

登録申請者 商号等

商号等

会社番号 会員代表者氏名

番号	ふりがな 氏名	登録番号	抹消理由	抹消年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

抹消理由
1. 退職 2. 死亡 3. 懲戒解雇 4. 解雇 5. 配偶転換
6. その他 7. 登録取消 8. 警備員

新

旧

(削る)

様式5 登録外務員の欠格事項該当届出書

年月日

日本商品先物取引協会会長 殿

代行申請者 会社番号

登録申請者 商号等 会員代表者氏名

下記の者が、商品先物取引法第15条第2項第1号イからの規定に該当したことが判明しましたので、「会員の外務員の登録等に関する規則」第11条第1項第1号の規定によりお届けいたします。

会社番号

登録番号

ふりがな 氏名

該当年月日 年月日

該当事項の具体的内容

Horizontal lines for specific content

連絡担当者 所 属 役職・氏名 電話番号

(削る)

様式6 会員変更事項届出書

年月日

登録申請者 商号等

会員代表者氏名

会社番号

(1) 商号変更

ふりがな 新商号

変更(予定)年月日 年月日

(2) 商品先物取引業の許可

許可(予定)年月日 年月日

(3) 商品先物取引業の廃止

廃止(予定)年月日 年月日

(4) 合併・分割・事業譲渡

具体的内容 Horizontal lines

予定年月日 年月日

(5) 登録事務を行う商品先物取引仲介業者

ふりがな 商号・名称 氏名

登録年月日 年月日